

2000.6.20 発行 年2回発行

第3号

発行所 徳島県介護支援専門員協会

阿波郡阿波町字北整理 1 1

0883 35 6085

徳島事務局 088 669 3001



# 介護支援専門員協会ニュース

## 活躍する全国の 介護支援専門員協会

### 高知

いよいよ介護保険が始まりました。この稿を仕上げていますが、ゴールデンウィーク明け。慣れない電卓を片手に介護報酬表とにらめっこでケアプラン作成から息をつくひまもなく、給付管理レセプト作成とケアマネジャーの皆さん本当にご苦労様です。

このドタバタを予見されてか、既に一年前から組織を立ち上げられて用意周到に準備を重ねられてきた徳島の皆さんに改めて敬意を表します。それに引き換え、わが高知にいたれば行政の関係者と打ち合せをさせていただいたのが直前の二月。このままでは、現在受けられているサービスが受けられないなど大混乱が生じかねないという危機感からようやく連絡会を立ち上げ二月の後半から三月にかけて数回の研修会を開催するのやっとな。

しかし、こうした日程調整にもかかわらず会場は溢れんばかりの沢山の参加が得られたことは制度やシステムをもっと深く知りたいという不安はむしろ高まったとは思いますが、ケアプランの意義、重要性が認識されているという点を改めて強く感じました。

### 和歌山

介護保険制度スタートから一ヶ月が過ぎました。日本全国の介護支援専門員の皆様は、昨年十月からの訪問調査・ケアプラン作成・利用表や提供表の配布・給付管理等の業務に對して不安や疑問を感じながらも忙しい日々を送られていることと思います。

私共「那賀郡介護支援専門員の会」は、那賀郡内に住所があるか、郡内の職場に勤務されている介護支援専門員及び実務研修中の方々を対象として介護保険制度の実務に関する疑問や不安の解消を図り介護支援専門員としての資質の向上や技術・知識の習得と周辺地域における社会資源活用等の情報交換を図ること。そして何よりも介護保険下において様々なサービスを提供される方々の「権利擁護」を目的として那賀郡内6町の代表者を中心に県振興局のご尽力を得ながら平成十一年八月に発足しました。

### 大阪

介護保険制度が始まり全国の多くの地域で介護支援専門員組織化の動きが活発になってきました。大阪府においても、平成十二年三月五日に大阪府介護支援専門員協会が立ち上がりまし

大阪では実務研修を受けた多くの介護支援専門員より、情報不足等の不安から組織づくりに希望する声があがり、それを受けて福祉・医療・保健の各団体に呼びかけ二十一団体の協力を得て設立されました。

まず情報・広報活動部では、国・行政や介護保険関係業界からの情報や、会員や利用者からの声を編集し、会報やインターネットなどで発信していくことを目指しています。

### 福井

皆様こんにちは。私共のケアマネジャー連絡会は、福井県のほぼ中央にあり丹南地区に平成十一年九月に設立されました。以後毎月一回の研修会を開き、会員の資質向上を目指してあります。

現在、登録者が二百八十一名で、毎回百五十名平均の参加者があります。会運営は、二十名の運営委員が企画運営を担当して研修会を実施しております。四月には第八回目の研修会をしました。ケアマネジャー等の今一番に必要としている研修をアンケートを中心に調査して企画しております。

### 福井

最後にブロック活動部は地域に即した情報交換や会員交流、地域への研修活動や、事例検討やネットワーク課題をサポートする活動を目指します。

この他にも調査・研究部・事業部が活動に向け現在の活動を検討しております。これからの活動を通して、府民へのよりよいサービス提供を目指す介護支援専門員全員の資質や職業倫理の向上を図り、社会的地位の確立を目指しています。

### 福井

背に腹はかえられないのが現実とあきらめ、これが介護保険の実態なのかと肌身に感じられた方が多いのではないだろうか。利用者にとつての唯一の味方であるはずのケアマネジャーにとつて、金銭を介するの交渉事には現実の厳しさがあったようである。そのような不満や、批判や、疑問、提案の渦巻く期間を通過して介護保険が少しずつ改善されていくように現場での実践から声をだす必要がある。研修の場は、まさにその意見が発表される場であると思えます。片端で不満を漏らすより、みんなの意思表示に変換してより良い自立支援のシステム構築を目指す必要があります。私たちの会は年会費を取らず、毎回の研修に参加費を五百円いただきます。研修内容が会員にとって必要な質があれば参加者は継続しますが、その質が低下したら、参加者がなくなりま

す。本当に必要なとされる研修が企画実施される間はこの連絡会が存続します。組織運営にかたよらず、あくまでも研修の質を追求するシステムを維持することを今後も目指していこうと思っております。

福井県丹南ケアマネジャー連絡会 代表 田辺文夫



**TOYOEIZAI**

**肌にやさしいやわらかテープ採用!!**

**リフレ**

やさしさと柔らかさを両立

<大人用紙おむつ> 医療費控除対象品

**マジックテープ®タイプ**

何度でもつけはずし簡単 しっかり止まる!

■「マジックテープ®方式」を採用。  
不織布製の素材で肌にやさしくフィット。

■消臭ポリマー配合。  
気になる臭いをしっかりおさえます。

■中心目ぞりライン付き。  
おむつをあてるときに、とっても便利。

サイズ	S	M	L
ヒップ幅の長さ	57cm-67cm	77cm-110cm	82cm-124cm
入数	34/16	30/15	26/13

トヨー衛材株式会社

営業本部 0541-0048 大阪府中央区東1丁目6番10号 JPCビル TEL:06-6221-1381  
 東京営業部 03-5401-1111 東京都中央区新富町2丁目14番 TEL:03-5424-1040  
 九州営業部 091-2601-1111 福岡県博多区博多駅前3丁目1-6 センシブルビル TEL:092-414-1110  
 名古屋営業部 052-533-0328 名古屋市中区上区下町2丁目10番1号 北村ビル TEL:052-765-1071

### 介護保険の現況と 介護支援専門員

徳島県介護保険室

日頃より介護支援専門員の皆様には、介護保険制度の円滑な施行に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。昨年十月から始まった準備要介護認定では、介護認定調査員として申請者の調査に、制度施行開始前には要介護認定の介護サービス計画の作成に、徳島県では準備要介護認定期間中に二七、四七一件の要介護認定申請があり、そのうち約八五の二三、四六五件が審査終了しました。内訳は、九〇％が要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の順となっています。

ところで、介護支援専門員は、訪問調査・介護サービス計画の作成・給付管理と介護保険制度の重要な部分を担っておりま

### 「介護支援専門員に期待するもの」

徳島県老人保健施設協議会  
会長 手塚昭胤

徳島県介護支援専門員協会は昨年早く、全国に先がけて、最も早く、設立された。医師・看護婦・保健婦・薬剤師・PT・OTその他、多職種の横断的集合体で千人になんなんとする会員を擁し、介護保険の最も頼もしい組織である。設立以来、公平・公正なケアマネジメントが行えるよう、研修研鑽に励んで居られるを垣間みて関係者に対し、深く敬意を表しているところである。

本年四月より介護保険制度がスタートした。国も平成九年より、三年間のモデル事業を実施し、訪問調査、主治医の見書等による要介護認定、介護サービス計画、ケアマネジメント養成、サービス事業者指定、介護報酬決定、介護給付業務と万全の準備をした。しかし、開始直前まで、広範囲に亘り、政省令の追加や変更は大きな混乱を招き、ただでさえ、複雑な上に、更にわかりにくくなり、説明しにくいものとなった。政府のたばたびの方針変更にも振り回され、見切り発車、手探りのスタートとなった。

特に課題分析と利用者との話し合いに基づく介護サービス計画は、利用者が適切な介護を受けるための前提となる重要なものです。本来この介護サービス計画どおりのサービス利用・提供がされるべきもので、制度施行開始直後の四月には利用中止やサービスの変更が多く見られたようです。急な入院や体調の変化による利用中止とともに、初めてのサービスを利用したり、実際に負担金も払ってみて、介護を変えたい利用者もあると思います。介護支援専門員には、制度施行開始直後で戸惑っている利用者の意向や利用実態をよく確かめ、より良い介護サービス計画の作成とスムーズな給付管理をお願いします。

なお、今年度の介護支援専門員実務研修受講試験は十一月十二日に決まっています。また、今年度は介護支援専門員現任研修を開催するほか、引き続き認定調査員研修、認定審査委員研修、主治医研修を開催し専門知識の向上に努めますので、御協力をお願いします。

開始後、わずか二週間であるが、全国で二三五八件の苦情が寄せられ、サービス不足やその内容、利用者負担、介護度、ケアプランの遅れ等が多く、今後の増加も心配される。この制度の「要」である、ケアマネジャーの重要性はこれから、特に顕著となると思われる。その為に、辛口で云わせて載ければ、色々問題が見えてくる。看護・介護などの経験のない職種も加え、速成養成で短期間に人数だけ作り、介護認定制度自身の不備や矛盾も多く、又、ケアマネジャーの公平公正の維持も、医療、福祉関係のいづれかの組織に属し、好むと好まざるに拘わらず、結果的に利益誘導することになる。ケアマネジャーの能力と質は重要であるが、介護支援専門員は要介護者の生活の質をいかに高めるかという点を目指し、ニーズを的確に把握し、他職種、特に医師との連絡、相談を密にし、指示指導を受けるよう業務規定に明記されている。当然の間、介護保険の現場では混乱と困惑の状態が続くと思うが、そこで、原点に帰り、身体機能だけでなく、精神的、心理的、社会環境面など幅広く捕える力を更に磨いて頂きたいと思っっている。介護保険の存続は、介護支援専門員の皆様の力にかかっていると大きく期待している。

### 各委員会抱負

#### 運営委員会

運営委員会では、当協会の会費登録の総務業務及び協会の運営全般を担っている他、著名な講師を招いての講演会や講演会を行っており、昨年同様、五月下旬に国立医療・病院管理研究所医療経済研究部部長の小山秀夫先生をお迎えしての設立記念式典・講演会及び懇話会企画し実施致しました。十月十七日には、第二回の講演会を日本福祉大学教員・木立先生をお招きし、「介護保険と保険・医療・福祉複合体」という演題でご講演いただきました。

また、介護関係のコンピュータソフト説明会を九月七日に参加企業十五社による「カテゴリーセッション」で展示会・カタログ資料展示会を行い、六〇名を上回る参加で会場は日いっぱいとなりました。

今年度運営委員会では、昨年と同様に二回の講演会を行うことを予定致しております。また、新規会員募集について実務研修受講資格試験合格者の方々への入会の促進をさらに図って参りたいと思っております。お知らせの方で、またご入会いただいたりお願いいたします。ぜひ、御意見、御申し上げます。

運営委員会では、他にも会員の皆様方のご要望にお応えする活動を今年度も企画、実施して参りたいと思っております。どうぞ、御意見、御提案等を当協会までお寄せいただければと存じます。

#### 施設委員会

##### 小判敵からの脱却

組織化から早や一年、振り返れば施設委員会の最初の取り組みとなった設立記念式典会場のアンケート調査は、出席された多くの会員の協力により、船出する施設委員会に明確な方向付けを与えたいと思っております。この調査結果から浮かび上がったのは、支援専門員が所属する施設という組織の中で、本業務をこなしながら初めての施設サービス計画作成業務に臨み、ひとり有資格者として悩み、不安を増大させている支援専門員の姿でした。これを機に施設委員会は不安要因のほとんどを大きく減らすべく、ケアプランから

ケアプラン作成への具体的な実践方法を、事業・学術委員会と共催し、模範ケアプランを共有し、支援専門員の不安の解消に努めました。また、介護保険用ケアプランソフト展「こころ」パートでの介護相談等委員会企画への相乗りも積極的に行った。企画に成果を上げてきましたが、かたや小判敵委員会と評され、その独自性は少々薄れてしまったのが現実でもあります。

平成十一年度は前年度から引き続き要望の強い介護保険施設情報マップの作成をはじめ、ケアマネのため介護保険情報、会員に対しての介護保険Q&Aコーナーの設置などに取り組み、近く開設が予定されている介護支援専門員協会のホームページにこれらの情報を書き込んでもらっています。インターネットによる施設からの情報提供はその取得に時間や手間がかかり、ケアプラン作成や問題解決が容易になり、会員の利便性を向上させることは勿論のこと、印刷代や通信費の削減にも効果を上げることができると考えています。

#### 学術研修委員会

##### 「介護保険59日を経過して」

学術研修会も第二回を終了したが、会に寄せられたアンケートには、良し否の両論もあるが、介護保険施行直前としては、まあまあと評価を戴いたが、まだまだ圧力的多数であり、今後は是非ご意見をいただきたい。個人的な一事業所経験で恐縮ではあるが私が所属する居宅介護支援事業所は利用者80人未満に介護支援専門員は6名で構成し、内々をケアプラン専任として機能させている。専任者の主業務は、多くの調整と、運営規定の説明であった。その時間を費やす「アンケート」で指摘されたようにこの時期は事業所内でのケアマネジャーの力量差が大変大きい、力量と言ふよりも、自事業所の連携の妙にもある。ここからどんな連絡が入っても、職員全体の周知し、業務が停滞しない

事である。何でもかんでも「ケアマネ」のむねの内、事業所は力は弱いし、また弱くなる。それがケアマネジャーのお仕事。空気が職場に伝散すれば事業所の再編成が必要。この三月は日曜日はずみでもなく、あや5月の進捗の連休もわが居宅介護支援事業所では別休日の出来事、利用票、別業、給付管理、事業所番号、コード表、電話、FAXと通信は交錯し、コンピュータは無い、サービスは無い、連携したいと思っます。まず手始めに、昨年引き続き、九月には「介護保険相談コーナー」を予定しています。会員の皆さんにも大勢ご参加いただきたいと思っます。「介護支援専門員」をより多くの皆さんに知っていただく共に、その専門性を社会的評価に繋げるチャンスでもあると考えます。会員の皆さん、介護支援専門員の、資質を共に高めていきますよ。

広報委員会では昨年度二回の徳島県介護支援専門員協会ニュースの発行と、訪問調査に関する研究会後の号外発行を中心に活動してまいりました。協会ニュースの発行にあたり、お忙しい中、文章をよせていただいた皆様にもかかわらず、誠にありがとうございました。ご支援いただいた関係者の皆様も二二の発送に際し、お手伝いいただいたボランティアの皆様にもお礼申し上げます。

仕事の合い間をぬって、慣れないメンバーが企画から発送までを行っております。十分なる点もあると思っますが、今更にはお詫言いたくありません。ご意見、御提案がスタートに感じたいこと、困っていること、お仕事の紹介や等々、どうぞお寄せください。ご意見等の宛先は次のとおりです。

〒771-1705 阿波郡阿波町字七五五 一 社会福祉法人 徳島県内 徳島県介護支援専門員協会

#### 広報委員会

広報委員会では昨年度二回の徳島県介護支援専門員協会ニュースの発行と、訪問調査に関する研究会後の号外発行を中心に活動してまいりました。協会ニュースの発行にあたり、お忙しい中、文章をよせていただいた皆様にもかかわらず、誠にありがとうございました。ご支援いただいた関係者の皆様も二二の発送に際し、お手伝いいただいたボランティアの皆様にもお礼申し上げます。

仕事の合い間をぬって、慣れないメンバーが企画から発送までを行っております。十分なる点もあると思っますが、今更にはお詫言いたくありません。ご意見、御提案がスタートに感じたいこと、困っていること、お仕事の紹介や等々、どうぞお寄せください。ご意見等の宛先は次のとおりです。

〒771-1705 阿波郡阿波町字七五五 一 社会福祉法人 徳島県内 徳島県介護支援専門員協会

#### 総務委員会

介護保険制度が本格的にスタートして早くも五月が経過し、現場最前線では円滑化に向けた苦闘が繰り広げられ、残業に続く残業、時には夜を徹しての作業も増えたと見聞きしております。大変お疲



## 高齢化対応住宅

家族の皆様が生涯安心して快適に暮らせる住宅を提案しています。

**ハウス21徳島**  
ハウス21全国プロジェクト会 株式会社亀井組 ハウス21事業部  
徳島本店/徳島市万代町6丁目20番2 TEL(088)625-2100 FAX625-2102

—お気軽にご覧下さい—  
**空港展示場**  
松茂町中喜来  
AM 10:00 ~ PM 5:00  
TEL (088) 699-8104

# 国保連より介護支援専門員の皆さんへ No.1

## 4月分介護報酬請求で気がついたこと

徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課

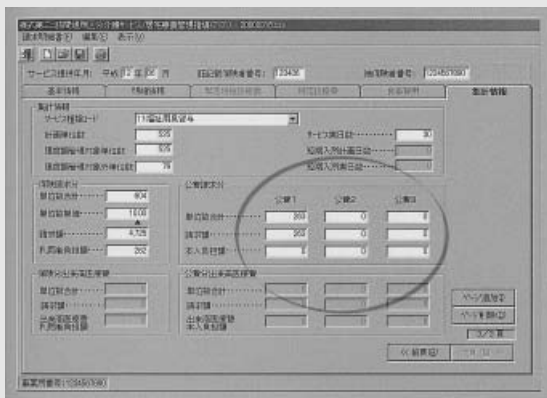
### □ 居宅サービス計画作成依頼届けを必ず行う

\* 介護保険は申請日にさかのぼって適用されますが、現物給付（連合会から直接支払うこと）はサービス計画作成依頼届け日をもって開始されます。4月分においてはこの事例が大変多くありました。届け出がなければ連合会から支払うことはできません。

### □ 居宅サービス介護給付費明細書について 様式2

\* 福祉用具貸与については、付属品についても商品コードを記入するため、同じサービスコードが複数行に記入されてもよい。  
\* 公費がある場合は、明細欄の公費対象単位数、集計欄の公費分単位数への記入漏れをしないこと。【図1参照】

【図1】 入力画面



- \* コード表に載っていない単位数は書かないこと。
- \* サービスコードの単位数を間違わないこと。
- \* 通所リハビリ等の送迎加算は、片道×回数とし、往復を1回としないこと。
- \* 公費が2種類併用されている場合（例えば(56)と(12)【表2参照】の併用）、2枚をホッチキス等で止め、バラバラにしないこと。

【表2】 公費番号

制度	給付対象	法別番号
結核予防法「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10
結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律「通院医療」	通院による精神障害の医療	21
身体障害者福祉法「更生医療」	身体障害者に対する更生医療（リハビリテーション）	15
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様（医療全般）	19
特定疾患治療研究事業について「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について「治療研究に係る医療の給付」	同上	51
特別対策（低所得者対策等）	低所得者の利用者負担の経過措置	56
	障害者施策利用者への支援措置	57
生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12

### □ 過誤・再審について

\* 支援事業者は、給付管理票に誤りのあった場合は、給付管理票修正票を提出しなければなりません。手書きの場合は給付管理票に「修正」と大きくわかりやすく書き、訂正項目以外の項目についても記入してください。上書きをしますので訂正項目だけではダメです。伝送については「修正」をクリックして送り出します。

上限の管理を行います。言い換えれば、サービス事業者から提出される請求書もカット又は返送されるわけです。  
このように大変重要な位置にある皆さんは、常に受給者（家族等）、サービス事業者、医療関係者、市町村等と連絡を密にしながら給付管理票等関係書類の作成をお願いしたいと思います。  
五月サービス提供、五月請求分を処理する中で気がついたことをいくつか記します。



徳島県国民健康保険団体連合会

介護支援専門員の皆さんの日常のご活躍に心より敬意を表します。  
介護保険審査支払業務においては、皆さんが作成されるサービス計画書、それに基づくサービス提供票別表、給付管理票が重要な役割を果たします。特に、給付管理票については審査業務の根幹をなすものです。審査業務は皆さんの作成される給付管理票によって

### □ 被保険者番号、事業者番号等は絶対に転記漏れ、転記間違いのないようにする。

\* コンピューターで処理するために「数字」は絶対に間違わないようにしてください。

### □ 給付管理票について

\* 給付管理票は、事業所・サービス種類（2桁）ごとにまとめてください。

### □ 居宅介護支援給付費明細書について 様式7

\* 居宅サービス計画作成依頼届け出年月日を必ず記入してください。  
\* 居宅介護支援給付明細書 様式7【表1参照】は介護保険で10割給付しますので、生活保護単独分（被保険者番号がHで始まる人）以外は、公費負担者番号、公費受給者番号を記入しないでください。

【表1】 請求省令附則に定める様式

介護給付費請求書・請求書別紙	様式第一（一）
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション又は福祉用具貸与に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第二（二）
短期入所生活介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第三
介護老人保健施設における短期入所療養介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第四
病院又は診療所における短期入所療養介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第五
痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第六
居宅介護支援介護給付費明細書	様式第七
介護福祉施設サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書	様式第八
介護保健施設サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書	様式第九
介護療養施設サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書	様式第十
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション又は福祉用具貸与に係る給付管理票	様式第十一
短期入所生活介護又は短期入所療養介護に係る給付管理票	様式第十二

（注）様式は、請求省令附則（183頁参照）に定める様式をいう

スズキセニアカー ET-4A ET-3C ET-3B

この安心感がいっぱい。洗練の4輪タイプ。ET-4A

軽快、スマートな3輪タイプ。ET-3C

これからの人生はセニアカーで歩きます。

資料請求およびお問い合わせは...

株式会社 スズキ自販徳島

本社/徳島市浜田町本通1-72番地3 代表電話 088-862-1041

\*自宅まで試乗車、お持ちします。お見積りもお電話してください。担当 漆木（そえき）

# 国保連より介護支援専門員の皆さんへ No.2



## 介護報酬請求についての



国保連合会  
介護保険課

- Q1 4月の請求時、保険者が未確認のため請求保留した分について、5月に請求するとき、保留分のファイルは別に作るのですか？
- Q2 Q1の場合、1枚のフロッピーに収めるのですか？また、その場合の注意事項を教えてください。
- Q3 データーを「送り出し」する場合の手順で注意することは？
- Q4 送り出したあと、データーがきちんとFDに入っているか確認する方法を教えてください。また、そのときの操作上で注意することがありますか？
- Q5 介護伝送簡易ソフトには、対象者の氏名を入力する画面がありません。事業所で確認したり保存する場合、不自由です。今後氏名が入力できるようにならないのですか？
- Q6 初回徳島県内の4月分の請求方法は、手書き、伝送、磁気媒体で比較すると事業所比率(あるいは件数)はどれくらいですか？
- Q7 データー入力方法や伝送の方法について、マニュアルだけではよく理解できません。地区単位や事業所別、個別などの国保連で企画する講習会や指導の予定はありますか？
- Q8 生保の人に一部負担金がある場合も生保の給付率は100%と入力してよいのですか？
- Q9 伝送で返戻があったらその後の流れはどうなるのですか？
- Q10 居宅サービス計画依頼届を市町村に提出するのを家族が忘れていて、施設は出ているものと思いサービス開始していた場合で、介護支援計画明細書の届出日がサービス提供開始日よりも後になってしまうと問題ありますか？
- Q11 被爆の人の食事サービス費は、中央会ソフトの集計欄に入力できないが負担はなしでよいのでしょうか？
- Q12 中央会ソフトで入力時、前月分を訂正する場合、退所後の状況を消すことができないのはどうしてですか？
- Q13 医療病棟と介護病棟を入退院した場合、入院実日数は入退院日を加え、給付費明細書欄の回数日数欄は入退院日を加えない日数でよいのですか？
- Q14 介護病棟での単純撮影の場合、撮影日の記載は必要ですか？
- Q15 住宅改修はケアプラン料のカウントはないのですか？
- Q16 月途中で要介護度が変わった場合、(先月請求済み)事業所が市町村に届出をしますが、入力ソフトの画面処理はどうするのですか？(要支援-要介護2)
- Q17 給付管理票が未提出で保留になった場合、電算処理分については修正をクリックするのですか？
- Q18 Q16, 17で修正を加えた場合、介護給付費請求明細書も修正するのですか？

- A1 月別によって下さい。
  - A2 1枚でも、2枚でも構いません。1枚に収める場合は、ファイル名が重ならないように気をつけて下さい。
  - A3 送り出しを行う前には、入力ミスがないことを十分に確認して下さい。送り出しの画面では、保存したデーターの件数が表示されますので、件数が正しいことを確認して下さい。送り出しの作業は、月別、データーの種類別(給付管理票、請求書等、再審査申請情報)で別々に行う必要があります。送り出し忘れがないように気をつけて下さい。
  - A4 確認方法は、まず、送り出しを行ったFDをパソコンに入れて下さい。次に、パソコンの画面の左上にある、「マイコンピュータ」をダブルクリックして開いて下さい。「マイコンピュータ」の中にある、「3.5インチFD」をダブルクリックして開いて下さい。「3.5インチFD」の中に、送り出したデーターが表示されるのを確認して下さい。このとき注意する点として、送り出したデーターは、絶対にダブルクリックしないで下さい。ダブルクリックすると、エクセルが起動し、連合会で受け取れない形のデーターになってしまう恐れがあります。
  - A5 現在の簡易入力ソフトでは、必要最小限の項目だけを入力するようになっています。氏名を入力するなどの新しい機能につきましては、徳島県国保連合会からも、ソフトの開発元である、国保中央会にお問い合わせいただこうと思います。また、国保中央会では、事業所様向けに技術的内容照会を致します。「介護伝送ソフト」ヘルプデスクを設けております。連絡先は、TEL 03 - 5510 - 3922、e-mail tozaki@kaigo.kokuho.or.jp となっております。より詳しくソフトについて知りたい場合などはこちらの方もご利用頂けます。
  - A6 4月分の請求方法の事業所比率は次のようになっています。
- | 請求方法 | 事業所数 | 割合     |
|------|------|--------|
| 手書き  | 346  | 70.47% |
| 磁気   | 121  | 24.64% |
| 伝送   | 24   | 4.89%  |
- A7 現在、予定ありません。
  - A8 そのとおりです。
  - A9 5日頃までに返戻通知がありますので、確認・訂正の上、10日までに月遅れとして請求しますと、その月に処理され、次月末に支払われます。
  - A10 居宅サービス計画依頼届日をもって現物給付分として請求し、それ以前は償還払になります。
  - A11 中央会ソフトのバージョンアップをして頂くことで、入力できるようになります。先日、国保中央会より送付があったと思われ、バージョンアップについての書簡では、伝送のバージョンアップの方法が書かれていたと思われ、徳島県国保連合会では、伝送がご利用になれない事業者様にも、このバージョンアッププログラムをFDにてご提供させて頂こうと思います。新しいFDを1枚持参して連合会まで来て頂くとお渡しすることができます。
  - A12 退所後の状況を消すには、まず、退所後の状況をマウスでクリックします。次に、パソコンのキーボード上の「Delete」と書かれたキー(機種によっては「Del」と書かれたキー)を押します。最後に「Enter」キーを押すと、消す事ができます。
  - A13 そのとおりです。
  - A14 撮影日の記載は不要です。
  - A15 ありません。
  - A16 給付管理票で訪問通所の場合は、月の重い方(要介護2)で入力します。給付管理票で短期入所の場合は、月のはじめ(要支援)で入力します。
  - A17 未提出の給付管理票は新規をクリックします。
  - A18 給付管理票の修正によって給付実績を更新し支払いの調整を行いますので、明細書は修正(過誤手続)しなくてもかまいません。

### 国保中央会介護伝送ソフト用のパソコン

通信回線	ISDN 回線 (INS ネット64 (NTT)) の開設
通信機器	TA / DSU (ISDN 回線開設申し込み時に、NTT に調達依頼も可能です)
接続先	請求する国保連合会
動作 OS	Windows95、Windows98、WindowsNT のいずれか
必要メモリ容量	1つ
必要ハードディスク容量	32MB 以上
ブラウザ	50MB (プログラム領域など) 以上の空き容量が必要
CD-ROM ドライブ	Internet Explorer 4.0以上、または同等のもの
ディスプレイ解像度	必須(ソフトのインストール時) 800×600ドット以上

国保中央会には、請求情報を画面上で入力する簡易入力機能付伝送ソフト「国保中央会介護伝送ソフト」を別途、開発・提供しています。このソフト用にサービス事業所や施設で用意する機材や基本的なソフト環境は、次表のとおりです。

初めての請求で、大変なご苦労があったと思います。皆さんのご協力で何とか請求処理を行うことができました。しかし、私どものシステムの遅れから、処理が大変遅れ、異動報告などが大変遅れたことを深くお詫び申し上げます。このシステムが軌道に乗り切るまでに、今後もうるご協力をよろしくお願いいたします。なお、今回は紙での請求が大変多くありました。今後の処理がスムーズに行えるよう是非とも、磁気媒体又は伝送でのご請求をお願いいたします。介護保険において、とりわけ審査支払業務については介護支援専門員のみならず、業務如何にかかっていると言っても過言でないと思います。このような重要な業務に誇りを持っていただいております。ご活躍をお祈り申し上げます。

国保連合会 介護保険課

### 動きだしたかな？ 介護保険

市橋町居宅介護支援事業所  
福家 弘美

新しい制度の下で請求事務も終え、やっと一段落したようです。高齢者自身に保険料負担をかけたこの制度、私達介護の職場の者にも幾つかの考える機会を与えてくれたように思えます。

私自身ももう少し介護支援専門員として自分達が学んだことが生かせるように思っていたのですが、実際は、はるか昔のような医療請求事務を思い起こすものだったようです。パソコンと書類と、仕事の中心はコスト管理だったような気がします。的確なニーズ把握、調整能力、アセスメントなどなどの言葉がだんだん

ん遠くなっていく。そう思うのは私だけでしょうか。組織の中にもいるケアマネージャーがどれ程一人の為に働けるのか疑問を抱きながら仕事を続けています。

「介護保険制度とケアマネージャーの向かい合い」トと他国の例のない方法で取り組み、今その渦中であせりしているのが自分の姿です。器用に仕事をこなさそうとする消化不良の子供のように何かモヤモヤするし、本来与えられたケアマネジメントの職に忠実であるとする、これほど不器用な職員はいないという感情が残るし、ストレスはたまると一方のようです。でも隣にいる高齢者の顔を見ると不器用でもない組織の中で生きる個活かす個々をもう一度自分の中に求めようと思っ

### 公平・公正を求めて

阿南市介護保険課 認定調査係  
保健婦 中西 智子

平成十一年度、介護保険推進室として七名の室員と二名の認定調査員でスタートした介護保険課は、現在九名の課員と二名の嘱託認定調査員、臨時職員、窓口相談員(社協委託)の総勢十三名の乗組員を乗せ、介護保険丸として大きな海原へ航海の船出をスタートしたところです。

昨年度は、介護保険計画の立案、市民への介護保険制度についての広報啓蒙活動、認定調査事務に明け暮れた一年でした。市民への広報活動においては課員による百回程度の実施のみならず、社協委託した広報員による市内全戸への訪問広報活動、認定調査員による

要介護認定申請者、家族に対する啓蒙活動を展開する一方、認定調査事務に関しては、公平・公正な認定調査と認定審査会運営、申請者に対する迅速な結果通知の送付に努めてきました。一年を経過し、思うところは、要介護認定の中枢を成す一次判定ソフトの基となる十六万人のデータが施設入所者によるものであり、在宅者のデータを集積したものでないこと、ここまでそれを認定審査会でカバーし、公平公正に結果を出すことができないか、認定調査資料作成の重要さを痛感しています。又、非該当者を含む高齢者に対する生きがい施策や介護予防施設の充実を図ることの重要さについて同様に。四月は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の



### 会員からのお便りコーナー

### 頑張ってる事業所の紹介

方々  
このま  
での実務  
中心の活動  
に加入して介護報酬請求事務、パソコンの使いこなし、サービス事業者との連絡等多様な仕事をこなす姿に頭の下がる思いがあるやら、生き生きとした姿に感銘するやらでした。制度が新しい故に、本人も含め制度に関わる全ての機関の制度についての理解と知識の習得が大前提ではありますが、私達介護支援専門員一人一人が同じスタートラインに立って、互いに手を取り合い研鑽し高め合い、制度が充実したものとなるよう頑張ります。

「計画ver1」  
阿波郡阿波町元町 笠井病院  
介護支援専門員 笠井 謙二  
今やつと当院での四月分介護保険関連の請求事務が一段落したところです。徳島県介護支援専門員協会の皆様におかれましては慣れない給付管理事務にこ苦勞なされたのではないでしようか。  
今年一月の介護支援専門員補習研修で給付管理手法を覚えていただいたとき「これはコンピュータの仕事だ」と思いました。しかし、実際に四月一日が近づいて来るとコン

「浜風に吹かれて」  
居宅介護支援事業所  
大神子園宅介護支援センター  
主任介護支援専門員 大下 直樹  
大神子海岸から吹いてくる風を感じて屋上にたたずむ。などと書けば感じが良いのですが、実はガラスどもが防水シートをついて断熱材を持ち上った。そのおびただしい数の傷跡の確認に、今岸に立っているんです。思えば、この建物の中で繰り広げられたここ数年の出来事は、立ち止まって考えられないものでした。

コンピュータソフトを購入しようか悩み続けました。どれも気楽に買える値段のものではありませぬ。「ここは自作してみよう」と思い立ちMS-Accessで作りました。ここから三月下旬には利用票、提供票を作成することができるようになりました。このツールは必須のツールになってきています。給付管理や介護報酬請求事務にパソコンを使うだけでなく地域でのケアマネジメントの実務にもコンピュータネットワークを活用すべきではないでしょうか。徳島県介護支援専門員協会にはその中心的役割を担っていただきたいと願っています。

昨年十月の準備要介護認定から始まった、介護保険施行に向けてのラストスパークは、国レベルでの諸作業の遅れから、とてもスパークとは言えぬ遅々とした準備となっていました。そして、これで大丈夫という思いをまったく抱けないままに四月を迎えたことには、どの事業所も同じだったのではないのでしょうか。私の勤務する社会福祉法人すだち会は、介護保険関係の事業所として、徳島市南部に位置する特別養護老人ホーム大神子園を核に、デイサービスセンター、徳島市、小松島市にヘルパーステーションを、また大神子、小松島、羽ノ浦に訪問看護ステーションを、そして大神子と小松島市に要となる居宅介護支援事業所、合わせて在宅介護支援セン

フトを使うにはマイクロソフト社のMS-Access(97)または2000が必要です。よろしければ皆様も使ってみてください。  
http://www.tokushima.net/~jawanu/から無料でダウンロードすることが出来ます。  
介護支援業務にはパソコンやインターネットは必須のツールになってきています。給付管理や介護報酬請求事務にパソコンを使うだけでなく地域でのケアマネジメントの実務にもコンピュータネットワークを活用すべきではないでしょうか。徳島県介護支援専門員協会にはその中心的役割を担っていただきたいと願っています。

**高齢社会対応型リフォーム店です**

水廻り、バス、トイレ、キッチン、サニタリー  
**増改築専門店**

徳島県下T A 指店  
株式会社 **アスマ四国**  
徳島県那賀郡羽ノ浦町岩脇ヌクミ51 4  
TEL (0884)44 - 5638

# ちょっと一言いわせて!!

**経営者の立場から**  
 それにしても、今年のゴールデンウィークは散々でしたね。とにかく、初めての介護請求、正に労使一体として取り組んだところが多かったことでしょう。  
 4月末、なかなか国保連の1万円電送ソフトが届かないから、直接、東京に買に行き緊急対応。メディスプランでケアプランから給付管理票、サービス利用票まで順調に出ました。一安心。今度は、それを1万円ソフトに打ち込んで何とかならず事終了。  
 施設は、老健は約5%の増収、介護療養型は約5%の減収、同じ5%でも、分母が異なるため、結局3%程度の減収か。当然、居宅の訪看、通所リハは大幅減収。ケアマネ受診、コンピューター、電子請求など、経費はupして、収入はダウン。  
 差引経常利益は、10%減少するだろう。まあ、その位なら上等とするべきか。新たな対策を練るべきか。  
 いつれにしても、収入を増やすより、支出をいかに減らすかの方向に動く方が正しいのかも知れない。(ケアマネージャー T)

「いるいる」と言われ、サービス入れたのに、お金はくられず、「話が違う」と利用者にとられ、「何を勉強したんだ」と経営者から叱られ、こんな損な役ってあるの?

限度額を超えた分は、「あとで」とたてかえて、いざ、くれない時は、自腹をきって、もうけにならず足がでた。こんなワリの合わないケアマネってあるの?

不景気で、自分のふところのやりくりも大変なのに、人のサイフの心配し親身になって、アドバイスして裏目に出て、うらまれて、こんなはずでなかったケアマネの仕事

1つのケアプラン立てるのに、足しげく何回も訪問し、説明に何時間もかけたのに、「よそにするわよ。」と脅されて

ケアマネジementに訪問したのに、「ついでに処置もして」と求められ、手伝わぬ訳にいかず、別料金もらう訳にもいかず

ケアプラン重度の人なら、1万円以上は頂かないと、時間、交通費、電話代、人件費 etc ともたないわ!

夜間の相談たびたびで、仕事いらずに我家を省りみず、残業残業で妻帰宅せず、夫は不機嫌、会話なく、いつまで続く家庭内別居

FAX送ったがなぜか届かず、「送ったわよ」と電話して、「届いたわよ」と電話して、あけくはFAX新調す

「いらぬいよ」という人に、「保険のようなものよ」と説得しろと言うけれど、①緊急時訪問看護加算、②特別管理加算、③ターミナルケア加算、④居宅療養管理指導... どうやって納得させるの? 教えてよ、手続手管

無責任と叱られても、医師指導書が無くては動けず少し待ってとわびを入れる、苦しいNsの立場をわかってほしいの!

カンファレンス? 母の介護を頼んだだけなのに何で? 触れられたくない嫁や孫の私事まで話題にするの!... 記録などしないでくれ! -ふれられたくない息子-

**ナントカシテホシ!!**  
 介護保険が始まって2ヶ月が過ぎようとしています。昨年度末以降にバタバタと諸制度が決定されたり、変更事項が発表され、毎日のように県市町村から各事業所に向けて、FAXが何枚も何枚も送られてきました。それらの書類に十分に目を通すゆとりもない中で、4月1日の介護保険制度が幕を開けました。  
 対象者からの相談は、待たなしにやってきて東奔西走しつつ、ケアプラン作成、給付管理、サービス調整と、複雑で膨大な仕事を山に毎日が戦争のようです。  
 そのような中で、この制度について「介護保険は、利用者や家族のニーズに応えることができるのか?」と、疑問を感じるがありました。  
 介護保険の認定を受けていない一人暮らしの男性の家族からこの様な相談を受けました。「普段はしっかりしているのですが、混乱したら徘徊したり、食事も摂らなかつたりで、もう一人暮らしの生活は無理なので、今すぐにでも施設に入所させたいのですが・・・。」と、父の異変に困惑しきつた娘からの相談でした。  
 この様な場合、旧制度では、とりあえずショートステイとし、入所施設をさがすことができました。しかし、介護保険ではそうはまわりません。この方は、『ADLの自立した軽度の痴呆』という状態なので、要介護認定を受けても『要支援』となるおそれがありました。そうなる、施設入所ができません。行政に相談しましたが、「認定がないことには何とも言えない」とのこと。  
 どうすればよいのか途方にくれました。暫定プランでショートステイを利用しようにも日数に無理があり、他のセンターや事業所に連絡相談するもどうにもならず。結局、検査入院をして認定を待つことになりましたが一時的な対応です。今後、要介護と認定されなければ本人や家族は大変な状況に陥ります。又もしも、認定されても、支給限度額の枠の中で必要な介護サービスを受給できるかどうか不安です。  
 この様な事例の方を数人かかえ、ケアマネージャーとして夜も眠れず五里霧中なのです。介護保険は、この様な人々を融通できない枠で固め、家族の介護負担増大を覚悟させようというのでしょうか。福祉はといったこへいってしまつたのでしょうか。(悩めるケアマネより)

**ケアプラン作成で苦慮したケースを通して**  
 3月に認定申請をされた多くの方の認定結果が決定になっておらず、見込みでケアプランを作成しサービスを受けられていた方もいらしたのではないのでしょうか。当事業所でも現行のサービスを聴取し、通所リハビリ週1回の利用で計画作成し実施していたAさんですが、4月末になり他事業所より「Aさんが通所介護に来られたのでサービス計画の変更をしてほしい。」との要請がありました。事情を聞いてみますと、介護保険関連施策の「生きたい活動通所事業」で老人会グループが参加しており、その中に『要支援』の結果の通知を受けたAさんが含まれていたため、あわててのサービス調整依頼を受けた計画を変更しました。一見同じようにみえる通所サービスでも資格要件が異なるのですが、介護保険導入期の混乱と介護保険関連施策との兼ね合いなどお年寄りの知り知らない所で「あの人が行くから私も行く! あの人と一緒にいきよつたのに何で私はいけぬの!」とごもつともな意見です。  
 色々打ち出されているサービスにはそれぞれ資格要件があり多様な手続きを必要としますが、お年寄りの方には難解で説明してもなかなか納得してもらえないのが実情なのです。現在では、なんとか理解してもらってありますが、もう少しわかりやすい、介護・保健・医療・福祉と細分化しない統合された制度であつてほしいと祈念しております。(苦労したケアマネより)

**理化学療法週間事業**  
 ●理化学療法電話相談  
 日時: 七月十七日(月)  
 ●自治体出張講座  
 日時: 七月十七日(月) 二十一日(金)  
 場所: 徳島市中央公民館  
 問合せ先: 徳島病院リハビリテーション科 田村英司  
 ☎0878-3141665

**理化学療法士・作業療法士 四国養成校進路ガイダンス**  
 日時: 七月二十八日(金)  
 場所: 徳島市中央公民館  
 問合せ先: 徳島病院リハビリテーション科 田村英司  
 ☎0878-3141665

**徳島県作業療法士会 高校生オリエンテーション**  
 日時: 七月下旬  
 場所: 未定

**(社)日本作業療法士協会 第三十三回全国研修会**  
 日時: 九月一日(金)~九月二日(土)  
 場所: 四日市市文化会館 (三重県四日市市安島 2・5・3)

**お知らせ**

**徳島県介護支援専門員協会 総会の開催**

日時: 平成12年7月22日(土) PM 1:00~  
 場所: ホテルクレメント徳島  
 内容: ●平成12年度定期総会  
 ●シンポジウム  
 「介護保険100日現場は今(仮題)」  
 ●特別講演  
 講師 前高槻市長 江村 利雄氏  
 略歴 前高槻市長。1924年大阪府高槻市生まれ。高槻尋常高等小学校、摂南工科大学(現:大阪工科大学)卒業。大阪府庁を定年退職後、1981年高槻市助役を経て1984年高槻市長に初当選。1999年2月、4期途中で「妻の介護」を理由に辞任表明。大きな反響を呼んだ。高槻市長として15年間取り組んだ福祉行政にも定評がある。

問合わせ: 徳島県介護支援専門員協会  
 事務局 担当: 田辺  
 TEL 088 669 3001  
 FAX 088 636 3061

**編集後記**

平成十二年四月一日に諸制度が煮詰められ、見込みでケアプランを作成しサービスを受けられていた方もいらしたのではないのでしょうか。当事業所でも現行のサービスを聴取し、通所リハビリ週1回の利用で計画作成し実施していたAさんですが、4月末になり他事業所より「Aさんが通所介護に来られたのでサービス計画の変更をしてほしい。」との要請がありました。事情を聞いてみますと、介護保険関連施策の「生きたい活動通所事業」で老人会グループが参加しており、その中に『要支援』の結果の通知を受けたAさんが含まれていたため、あわててのサービス調整依頼を受けた計画を変更しました。一見同じようにみえる通所サービスでも資格要件が異なるのですが、介護保険導入期の混乱と介護保険関連施策との兼ね合いなどお年寄りの知り知らない所で「あの人が行くから私も行く! あの人と一緒にいきよつたのに何で私はいけぬの!」とごもつともな意見です。  
 色々打ち出されているサービスにはそれぞれ資格要件があり多様な手続きを必要としますが、お年寄りの方には難解で説明してもなかなか納得してもらえないのが実情なのです。現在では、なんとか理解してもらってありますが、もう少しわかりやすい、介護・保健・医療・福祉と細分化しない統合された制度であつてほしいと祈念しております。(苦労したケアマネより)

**徳島県介護支援専門員協会 会員総数 二二〇名**

医師	二六〇名
看護師・婦	一五〇名
歯科医師	五三〇名
歯科衛生士	一〇〇名
薬剤師	一〇〇名
理学療法士	一〇〇名
作業療法士	一〇〇名
社会福祉士	一〇〇名
介護福祉士	一〇〇名
栄養士・管理栄養士	一〇〇名
鍼灸師	一〇〇名
柔道整復師	一〇〇名
保健師	一〇〇名
助産師	一〇〇名
生活指導員等	一〇〇名
ソーシャルワーカー等	一〇〇名
ホームヘルパー	一〇〇名
療養士・母	一〇〇名
その他	一〇〇名

(平成十二年五月二十五日現在)

**TOSHIN**

西日本最大のネットワーク24店舗を誇る  
 全国補聴器販売協会加盟店No.881158 認定補聴器専門店登録No.7-1069

**トーン補聴器センター徳島**  
 〒770-0841 徳島市八幡町3丁目26番地(大同生命ビル3階)  
 TEL.088(622)3561 FAX.088(654)6058

**トーンはリオネット補聴器で快適生活のお手伝い。**

〈営業時間〉  
 午前9時~午後5時  
 日曜・祝日は休みます